

「傷病手当金の支給期間」および「任意継続被保険者・特例退職被保険者の資格喪失事由」の見直しについて

健康保険法の改正に伴い、令和4年1月1日より以下の見直しが行われましたので、お知らせいたします。

1 「傷病手当金」の支給期間見直し

【改正のポイント】

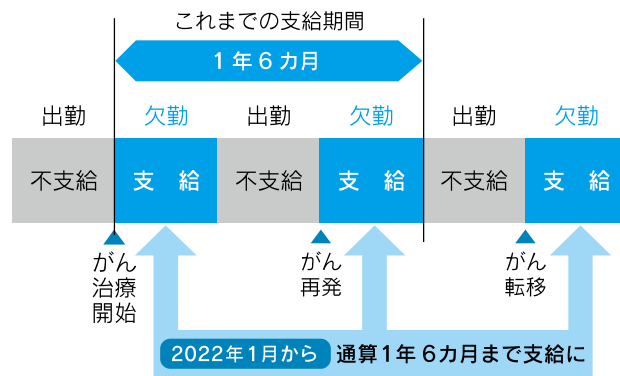
改正前	改正後
支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えない期間支給する	支給を始めた日から通算して1年6カ月間支給する

●法改正前は、同一の私傷病においては「支給開始日から暦日で1年6カ月」を超えると傷病手当金が支給されませんでした。法改正後は、「実際に支給を受けた日」が通算して1年6カ月に達するまでの期間「傷病手当金」が支給されることとなります。これにより、仕事と療養の両立をより長い期間保つことが可能となります（[下図](#)）。

●なお、当健保組合独自の制度である「傷病手当金付加金」についても、上記改正に伴い、支給期間を「起算」から「通算」基準へと変更いたします。

※「延長傷病手当金付加金」は、従来通り「起算」基準で変更なし。

例：がん治療で長期間にわたり休暇をとりながら働くケース



(注) 新しい制度は、令和4年1月1日以降に支給開始される傷病手当金および令和4年1月1日時点で傷病手当金の支給が満了していない場合に適用され、令和3年12月31日までに傷病手当金の支給が満了している場合には適用されません。

2 「任意継続被保険者」「特例退職被保険者」の資格喪失事由見直し

【改正のポイント】

「任意継続被保険者」「特例退職被保険者」の資格喪失事由として、新たに「本人の申出による資格喪失」を追加。

●これまで、任意継続被保険者および特例退職被保険者の方の自己都合による資格喪失は認められていませんでしたが、今回の制度見直しにより、資格喪失事由に「任意継続被保険者（または特例退職被保険者）でなくなることを希望する旨を、厚生労働省の定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき」が加えられました。

●なお、資格喪失日は、「申出書を受理した日（保険者に到達した日）の属する月の翌月1日」となる点にご注意ください。

上記1・2とも、制度の仕組みに関する説明や具体的な手続き等については、当健保組合のホームページ (<https://www.mufgkenpo.or.jp>) をご覧ください。ホームページ画面右上の「[サイト内検索](#)」にキーワードを入力し検索していただくと、関連ページへスムーズにアクセスできます。

